

仮 協 定 書

一般社団法人 日本港運協会（以下「日港協」という）と全国港湾労働組合連合会及び全日本港湾運輸労働組合同盟は、2016年度（平成28年度）の労働条件改善について、下記の通り協定する。

記

1. 雇用基盤と港湾労働の安定について

- (1) 認可料金制度の復活に向け、労使夫々が実現出来るよう関係先に引き続き働きかけることとする。
- (2) 港湾労働の安定的確保には専業事業者への下払いの配慮が必要であり、このため日港協は、傘下事業者に対し指導を徹底する。
- (3) 三島川之江港の指定港化については、既協定の経緯を踏まえ、日港協として改めて関係行政に働きかける。
- (4) 港湾労働者の職域及び雇用安定について傘下事業者は、港湾労働法の問題及びその意義を理解する。
また、雇用秩序問題、あるいは社会情勢の変化に伴う港湾労働法適用問題に対応するため、「港労法問題労使検討委員会」において、必要に応じ協議する。

2. 賃金・労働環境整備に係る諸課題について

- (1) 産別賃金制度に係る諸課題については、賃金・労働時間問題専門委員会において年内を目途に引き続き協議する。
- (2) 62歳までの定年延長の必要性については理解する。
但し、実施に向けて雇用延長の条件整備等労働環境の整備については、1年を目途に各地区・各企業労使で協議する。
- (3) 労働災害企業内補償については、1974年（昭和49年）4月20日付協定に基づき、その詳細について中央安全専門委員会において協議する。
- (4) 事前協議制度の手続き及び運用に係る課題について、中央事前協議会において協議し、平成28年度の早い時期に成案を策定する。
- (5) 関連事業の労働環境整備について、既協定に基づき、整備部会と関係労働組合との間で一層の協議を促進する。
- (6) 港湾労働者の健康保持のため、特に夏期における熱中症対策に万全を期す必要があり、具体策について中央安全専門委員会において協議する。

3. 地区協議体制について

北海道・東北・日本海地区は、中央産別協定を尊重し、当該協定に係る問題並びに地区における共通の業域・職域問題について協議を進める。

なお、地区団交権の問題については、3地区に限らず他地区においても1972年（昭和47年6月8日）付協定に基づき引き続き誠意を以て協議する。

4. 港湾労働者年金制度の改正について

2015年（平成27年）4月1日以降港湾からの離職者に対し、15年間の港湾年金を支給する。但し満80歳を以て支給を終了する。

なお、これに付随する細部について早急にワーキンググループで協議し、とりまとめる。

5. 港湾のインフラ整備関連事項について

SOLAS条約の改正に伴う国内法の整備に係る重量証明に伴う必要施設の整備、並びにコンテナターミナルゲート渋滞対策解消のインフラ施設整備等について関係行政に対し労使共同による政策提言を行う。

以上

2016年（平成28年）4月6日

一般社団法人 日本港運協会

松井 明生

全国港湾労働組合連合会

糸谷 鉄一郎

全日本港湾運輸労働組合同盟

新 尾 義 信